

令和6年度ポートアイランド・リボーンプロジェクトプロモーション業務 委託仕様書

1. 業務名称

令和6年度ポートアイランド・リボーンプロジェクトプロモーション業務

2. 業務目的

ポートアイランドは1980年（昭和55年）のまちびらき以降、複合機能を持つ海上文化都市として発展してきたが、40年が経過し、様々な課題を抱えていることから、令和4年度より活性化に向けて「ポートアイランド・リボーンプロジェクト^{*}」に取り組んでいる。

本業務は、ポートアイランドの住民・企業等をはじめ広く市民に対して「ポートアイランド・リボーンプロジェクト」の取組みの認知拡大を図るとともに、同プロジェクトへの個人・法人等の参画を促すことを目的とする。

※神戸市HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/pi_reborn.html

3. 業務内容

(1) 広報戦略の策定

本業務の目的を達成するため、効果的な広報を実行するための戦略（広報の手段・実施期間等）を策定すること。

<戦略の基本的な考え方>

- ・メインターゲットは、ポートアイランドの住民・企業および神戸市民（個人・法人）とし、広報効果が検証できる方法も含めて具体的に提案すること。
- ・広報媒体は、神戸市HP^{*}、YouTube神戸市公式チャンネル及び、神戸市デジタルサイネージへの掲載を基本とし、その他、SNSや民間のデジタルサイネージ等での広報（使用料等も委託料に含む）も検討すること。
- ・神戸市HP^{*}の構成の見直し等も検討すること。
- ・ポスターやサイネージは市の所管する個所への掲載を基本とした仕様とする（横長16：9（横1,080px×縦1,920px）、縦長9：16（横720px×縦1,280px））

(2) 広報資材の企画、制作

「2. 業務目的」を踏まえて（1）で策定した広報戦略に基づき、画像や動画等の演出方法・表現手法を企画し、市担当者とも適宜、意見交換をしながら制作すること。

別途神戸市が提供する「ポートアイランド・リボーンプロジェクト」のロゴマークを活用すること。

その他、これまでの取組みの写真や映像資料等の使用を希望する場合は、本市より提供可能なものについて提供する。（例：過年度シンポジウムの写真や投影資料等）

(2) . 1 必須の広報資材

: 画像・動画等のデジタルコンテンツの企画、制作

①画像・動画の仕様

・動画の長さ

－60秒程度（長さはPRに効果があるよう受託者で検討し提案すること）およびその短縮版として15秒あるいは30秒※

※YouTubeへの公開を基本とし、市が所管するデジタルサイネージ等への掲載も想定

・本数

－画像・動画については、PRに効果があるよう受託者で本数を検討し提案すること。

・言語

－全てにおいて、日本語を基本として制作すること。

・画像・動画の向き

－動画については横型を基本とするが、提案する広報手段に合わせ、必要により編集すること。

・音響

－音響を用いる場合は、映像と調和する効果的な音響を使用すること。

②出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

・出演者、協力者等が必要な場合は、本市と協議のうえ、受託者にて交渉を行い、謝礼等を委託料の範囲で行うこと。

・受託者は、出演者、協力者等の肖像権、音楽等の著作権ならびに制作動画の無期使用等に関して調整を行い、SNS（Twitter、Instagram等）やYouTube上での配信や、動画の一部もしくは静止画のWEB広告への使用、その他不特定多数の者が二次利用すること（関係各所への提供や街頭ビジョン・イベントでの上映等）の同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は委託料の範囲で行うこと。

③撮影（必要な場合）

・被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。なお、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）はすべて委託料に含まれる。

・撮影対象の特性等を考慮し、天候や光の当たり方等の諸条件が整った際に行うこと。

(2) . 2 自由提案する広報資材

: 「(2) . 1 必須の広報資材」を除く効果的な広報資材の企画、制作

例：特設HP、SNSなどのデジタルコンテンツ、ポスター等の掲示物、チラシ等の配

布物などアナログコンテンツ

(3) 広報の実施

準備が整ったものから、順次、広報を実施すること。

(4) 業務打合せ

打合せについては下記の3回を想定している。なお、必要に応じて適宜実施することとする。

(契約時、広報資材の企画及び制作時、納品時)

4. 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月28日までとする。

5. 成果物

(1) 本業務による制作物等（データおよびDVD納品、現物等）

- ・電子媒体の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。なお、電子納品に係る費用は、諸経費に含む。
- ・動画の背景データ（字幕のない映像のみのデータ）は、別途、二次利用が可能なように提出すること。
- ・すべての権利を神戸市に譲渡すること。
- ・成果物の制作状況や途中経過を随時本市に報告すること。

(2) 本業務の実施状況報告書2部（紙及びデータで1部ずつ）

BGM・デザイン・カラー・アニメーションプラグイン・フォント等、納品物に含まれる購入物がある場合は、案件と購入サイト名・購入日・購入者・責任者・決済方法について明らかにすること。購入履歴やライセンスシート等を納品すること。

(3) 納品場所

神戸市都市局未来都市推進課

6. 留意事項

(1) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(2) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(5) 費用負担

本業務受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) その他

以下の事項を含む成果物を制作することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ わいせつな内容を含むもの
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ その他社会通念に照らして市が不相当と認めるもの